

西惣にここ食堂実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、「西惣にここ食堂実行委員会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、山口市内におく。

(目的)

第3条 本会の目的は次の通りである。

- ① 世代を超えた 住民同士のコミュニケーションの促進
- ② 地域の宝である子どもたちが安心して過ごせる空間・居場所の提供
- ③ いざというときに協力して支えあえる地域のあたたかいつながりを築く

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 西惣にここ食堂の運営
- ② その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の主旨に賛同し、入会届を提出したものを会員とする。

(役員)

第6条 本会の運営ために、次の役員をおく。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監査 1人

2役員は会員の互選により定める。

3役員任期は1年間とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 代表は、会を代表して会務を総括する。

2副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは職務を代行する。

3会計は、会の会計事務を処理する。

4 監査は、会の業務執行の状況を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は例会及び役員会とし、必要に応じて適宜行うものとする。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(運営資金)

第10条 本会は、寄付金、助成金、補助金、その他の収入で運営する。

(その他)

第11条 この会則 に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で 別に定める。

附則

この会則は、令和3年5月1日から施行する。